消費税軽減税率制度等説明会の開催要領

説明会を主催いただきたい団体

◇　貴団体（地域ブロックや都道府県単位の連合会、支部など含む）

※　市町村単位の傘下団体が多数ある場合には、郡部や税務署管轄区域などの単位で開催いただいても差支えありません。

◇　複数の異なる団体が共同で説明会を開催されても差支えありません。

◇　上記の団体が、他の行政機関（所管省庁（地方支分部局）又は税務署）と共催で説明会を開催されても差支えありません。（ただし、行政機関との共催の場合は、団体に属していない一般の事業者の方もご参加いただけるよう、ご配意をお願いいたします。）

説明会で周知・広報いただきたい内容

◇　消費税軽減税率制度の概要

◇　制度実施に伴って日々の業務（売買取引や経理処理）で対応が必要となる事項、帳簿・請求書等の記載方法、消費税の申告の仕方

◇　軽減税率が適用される飲食料品の取扱いがない事業者や免税事業者でも対応が必要となる事項

◇　中小企業・小規模事業者等を対象とする軽減税率制度対策補助金　など

説明会の開催時期・回数

◇　各単位団体において、2019年4月から同年9月までの間に１回以上の開催をお願いいたします。

　　なお、軽減税率制度への対応の準備には一定の期間を要することから、できるだけ早期の開催をお願いいたします。

◇　説明者は、国税庁等の職員の派遣を様式１「国の講師の派遣申込書」により要請していただければと存じますが（詳細は「協力依頼文」１．（１）をご参照ください）、団体の顧問税理士など専門知識のある方でも構いません。

講師派遣のお申込み

◇　国税庁（国税局・税務署を含む）の講師を説明会に派遣いたしますので、「協力依頼文」の１（１）をご参照いただき、申し込みしてください。軽減税率の説明会の時間は説明時間30分（質疑含め1時間弱）を想定していますが、ご要望に合わせて調整いたします。

◇　各都道府県の軽減税率制度実施協議会に参加されている団体におかれては、同協議会の取決めに従って申込みをお願いいたします。

ご留意いただきたい事項

◇　国税庁（国税局・税務署を含む）では、事業者団体の総会や研修会（以下、会合等という）など、会員事業者の皆様が参加される会議等につきましても、団体のご要望や日程に応じて、職員を派遣し、軽減税率制度の説明をいたしております。

貴団体において上記の説明会の開催が難しい場合は、この会合等での説明をご利用いただく方法もありますので、是非ご検討いただきますようお願いいたします。

なお、土日・休日の講師派遣は難しいことをあらかじめご承知おきください。

◇　団体の顧問税理士等の、国の講師以外が説明会を開催された場合は、お手数をおかけしますが、上記連絡先まで開催実績のご連絡をお願いいたします。詳細は、「協力依頼文」の１（３）をご覧ください。

◇　説明会の開催、総会等での説明のいずれも難しい場合は、税務署等が開催する説明会に、会員事業者の皆様をご案内いただくことも可能ですので、その場合は、説明会を開催する税務署を所管する国税局消費税課（沖縄国税事務所間税課）にご相談いただきますようお願いいたします。

◇　この文書が発出される前に、すでに、都道府県ごとの協議会の枠組等を活用し、関係行政機関から説明会の開催依頼等を行っている場合には、重複のお願いとなりますが、あしからずご了承いただきますようお願いいたします。